

## ふれあいトーク開催要領

### 1 目的

この要領は、市長と市民が直接対話をし、意見交換をする「ふれあいトーク」の開催に関し必要な事項を定めることにより、身近なまちづくりの施策に関する「市民の皆さんの声」を聴き、課題の共有を図り、もって市民が主役のまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 対象者

ふれあいトークの申込みができる者は、団体（市民（市内に住所を有する者をいう。）が5人以上で構成する団体をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

### 3 開催の方法

(1) ふれあいトークは、次の方法により開催する。

ア 団体からの申込みによる方法（以下「応募型」という。）

イ 市長から団体への申入れによる方法（以下「呼掛け型」という。）

(2) 市長は、必要があると認めるときは、ふれあいトークに担当職員を同席させることができる。

### 4 申込み方法

(1) 応募型により開催の希望をする団体は、書面、電話、電子メール等により、次の事項を明らかにして申込みをするものとする。

ア 代表者の氏名、住所及び連絡先

イ 開催希望日及び時間

ウ 開催場所

エ 参加予定人数

オ その他市長が必要であると認める事項

(2) 開催回数は、一の年度において10回程度とする。

(3) 開催日は、議会会期中及び12月28日から翌年1月5日までの日を除いた日とする。

(4) 開催時間は、午前9時30分から午後8時までの間の90分程度とする。

- (5) 開催場所は、市が管理する施設、地区公民館、コミュニティ・センター等の地域の住民が集う場所とする。
- (6) 呼掛け型による開催は、あらかじめ開催時期、開催場所等を設けず、市が主催する会議、地域が主催する行事等の場において、市長から団体に申入れを行い、行うものとする。

## 5 開催の制限

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ふれあいトークを開催しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動と認められるとき。
- (3) 市政に対する陳情又は交渉を目的としているとき。
- (4) 単なる個人的な相談又は要望を目的としているとき。
- (5) その他市長がふれあいトークの実施上不適切であると認めるとき。

## 6 庶務

ふれあいトークの庶務は、企画部秘書人事課広報広聴係において処理する。

## 7 その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じて、その都度、市長が定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年11月13日から施行する。